

## 佐賀県建設業基盤強化事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、厳しい経営環境にある県内建設業の経営の安定化及び建設業就業者の雇用の継続を図るため、建設業者等が行う経営基盤強化や経営の多角化等の取組に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この要綱及び事業ごとに定める細則（以下「各細則」という。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 企業グループ等

「企業グループ等」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を有するもののうち、次のア～ウのいずれかに該当するものとする。ただし、直近3年の売上高に占める建設工事の完工高の割合が5割以上のものとする。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する会社であって、佐賀県内に主たる事務所を有するもの。

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合であって、佐賀県内に主たる事務所を有するもの。

ウ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第5条第1項第1号の規定に基づく協業組合であって、佐賀県内に主たる事務所を有するもの。

#### (2) 従業員

「従業員」とは、1日の勤務時間が正規の社員と同じであり、勤務日数が週4日以上又は月16日以上とする。

#### (3) 専門家派遣

「専門家派遣」とは、有資格者や学識経験者、企業経営又は技術の実務経験者等の専門家が、補助事業者からの依頼に基づいて補助事業者を訪問し、診断・助言等を行うことをいう。

#### (4) フランチャイズ等

ア 「フランチャイズ」とは、公正取引委員会の「フランチャイズに関する独占禁止法上の考え方」に準ずるものとする。具体的には、「定義によってその範囲に広狭が生じるが、一般的には、特定の商標、商号、又はそれらの一部、サービス・マーク等を使用させ、加盟者の物品販売、サービス提供その他の事業・経営について、統一的な方法で、統制、指導、援助を行う事業形態」をいう。

イ 「フランチャイズ等」の「等」は、フランチャイズに類似したシステムであり、具体的には、代理店契約、ライセンス契約、エージェンツ契約、店舗運営委託等をいう。

### (交付対象事業等)

第3条 補助金の交付対象は、次の各号に掲げる事業とし、事業内容、対象経費及び補助率については、各細則によるものとする。

- (1) 経営力強化支援補助事業
- (2) 技術力強化支援補助事業

(補助金の交付申請)

- 第4条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書及びその提出期限は、各細則のとおりとし、提出部数は1部とする。
- 2 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付を決定するまでに通常要すべき標準的な期間は、各細則のとおりとする。

(補助金の交付の条件)

- 第5条 規則第5条の規定により、要綱の補助金の交付に付する条件は、各細則に定めるものとする。

(実績報告)

- 第6条 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、各細則のとおりとする。
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、各細則のとおりとし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付請求)

- 第7条 規則第15条に規定する補助金交付請求書は、各細則のとおりとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年度(2019年度)分の補助金から適用する。
- 2 この要綱は、令和4年(2022年)3月31日をもって廃止する。

## 経営力強化支援補助事業 細則

### 第1 補助事業者

要綱に定める企業グループ等に限る。

### 第2 補助対象経費の範囲及び補助率

この補助金は、補助事業者が、建設業の経営力強化等を図るため、経営上の課題解決を目的とした専門家派遣に要する経費に対し補助するものとする。具体的費目、補助率については、次のとおりとする。ただし、消費税・地方消費税は補助対象外とする。

また、他の公的助成を受けている事業やフランチャイズ等の契約による事業については補助対象外とする。

補助対象経費の具体的費目及びその内容は、次の(1)及び(2)のとおりである。

- (1) 専門家派遣経費（中小企業診断士、公認会計士、コンサルタント並びに大学関係者等専門家の派遣に係る経費）
  - (2) 経費の内訳については、補助事業者が任意に定めるものとする。
- 2 補助率は、対象経費の2分の1以内とし、派遣1回あたり3万円、派遣回数10回を限度とする。

### 第3 専門家派遣についての要件

補助事業者がこの補助金を受けるための専門家派遣の要件は、次の各号のとおりである。

- (1) 派遣する専門家が次のア及びイのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 顧問契約又はこれに類するものと認められる形態により、継続的に補助事業者に対し診断・助言を行っていること。
  - イ 過去に、補助事業者に対し同一の内容の診断・助言を行ったことがあること。
- (2) 補助事業者の自助努力に対する専門的見地からの診断・助言（補助事業者に取引先を斡旋する場合は対象外）であること。
- (3) 特定の経営課題を解決するための診断・助言（一般的な経営知識・技術に終始する、又は社員や経営者を対象とした研修での講義が主体である場合は対象外）であること。
- (4) 1回当たりの診断・助言時間（専門家が補助事業者と面談の上、診断・助言を行う時間に限る。）が3時間以上であること。

### 第4 事前届出書の提出

補助金の交付申請を行おうとする者は、知事が別に定める日までに、事前届出書（様式第1-1号）を提出しなければならない。

### 第5 補助金交付申請に際しての関係書類、添付書類、提出期限及び標準的な処理期間

要綱第4条の補助金交付申請書（様式第1-2号）には、次に掲げる関係書類及び添付書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 関係書類
  - ア 経営力強化支援補助事業 実施計画書（別紙1-1）
  - イ 経営力強化支援補助事業 所要額調書（別紙1-2）
- (2) 添付書類（いずれも写しで可）
  - ア 診断内容、日程、専門家等派遣内容が確認可能な書類（工程表、パンフレット等）
  - イ 専門家が能力・経験・資格等を有する場合は、それらを確認可能な書類（履歴・職務経歴書（署名等本人の証明があること）、免許証・認定書等）
  - ウ 企業グループ等の直近3年分の財務諸表

- 2 提出期限は、任意の日とする。
- 3 前項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

#### 第6 補助事業の決定

補助事業の採択に当たっては、事業の実現可能性、経済波及効果、雇用効果及び当該建設業者の経営事項審査の総合評定値等を勘案し、補助対象事業を決定するものとする。

#### 第7 補助金事業の開始日

補助事業は、交付決定の通知日以降において実施することができる。

#### 第8 実績報告に際しての関係書類、添付書類

要綱第6条の補助金実績報告書（様式第2-1号）には、次に掲げる関係書類及び添付書類を添えて提出すること。

##### (1) 関係書類

- ア 経営力強化支援補助事業 実績報告（別紙1-3）
- イ 経営力強化支援補助事業 精算書（別紙1-4）

##### (2) 添付書類（いずれも写しで可）

- ア 支出を証する書類（領収書等）
- イ 診断内容、日程、専門家等派遣内容が確認可能な書類（報告書、工程表、会議資料等）

##### (3) 実績報告書は、補助事業完了後30日以内又は補助金の交付の決定に係る会計年度終了日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

#### 第9 補助金の交付の条件

規則第5条の規定により、この補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則、要綱及びこの細則の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、事前に変更承認申請書（様式第1-1-2号）を知事に提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助金の額に影響を及ぼさない軽微な変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、事前に中止（廃止）承認申請書（様式第1-1-3号）を知事に提出し、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

#### 第10 補助金の交付の請求

補助金の交付請求は、様式第3-1号による。

#### 第11 補助事業の実施期間

補助対象事業については、単年度に完了する事業とする。

#### 第12 雑則

この細則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 技術力強化支援補助事業 細則

### 第1 補助事業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に該当し、県内に主たる事務所を有し、かつ建設業法第3条第1項の許可を有するもの、佐賀県建設工事等入札参加資格（測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査業務）を有するもの、又は測量業・建設コンサルタント・地質調査業・建築士事務所の登録を有するもの。

ただし、自己又は自社の役員が次の各号に該当するものを除く。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 第2 補助対象経費及び補助金額

この補助金は、建設業者等の技術力強化等を図るために、補助事業者が負担した経費に対し補助するものとする。補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助事業者	資格取得の対象者および補助対象経費	補助金額
<p>中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に該当し、県内に主たる事務所を有し、かつ建設業法第3条第1項の許可を有するもの（ただし、建設業法第11条第2項に定める書類（決算変更届）を適正に提出しているものに限る）</p>	<p>(1) 左欄に掲げる補助事業者の常勤の役員・従業員・事業主のいずれかの者が～ に掲げる資格を取得するために補助事業者が負担した(2)の経費。</p> <p>建設業法施行規則第7条の3に規定する資格</p> <p>建設業法施行規則第18条の3第2項第2号に規定する資格取得のための講習（更新者講習は除く。）</p> <p>(2) 上記資格取得のための試験料、登録基幹技能者講習の受講料、講座の受講料、教材費等の経費。（消費税、振込手数料、願書代等諸経費は除く）</p>	<p>補助金額 = 基礎額 × 算定指数</p> <p>【基礎額】</p> <p>補助対象経費から消費税及び地方消費税を除き、その額に2分の1を乗じたもの（千円未満は切り捨てることとする。）</p> <p>【算定指数】</p> <p>別表第1により算出されるもの。</p> <p>【その他の条件等】</p>

<p>中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に該当し、県内に主たる事務所を有し、佐賀県建設工事等入札参加資格（測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査業務）を有するもの、又は測量業・建設コンサルタント・地質調査業・建築士事務所の登録を有するもの</p>	<p>（ 1 ）左欄に掲げる補助事業者の常勤の役員・従業員・事業主のいずれかの者が掲げる資格を取得するために補助事業者が負担した（ 2 ）の経費。</p> <p>技術士法に基づく技術士、測量法に基づく測量士、RCCM、地質調査技士、建築士法に基づく 1 級建築士、2 級建築士、木造建築士</p> <p>（ 2 ）上記資格取得のための試験料、講座の受講料、教材費等の経費。（消費税、振込手数料、願書代等諸経費は除く）</p>	<p>1 補助事業者当たりの資格取得の対象者は、一資格につき 2 名を限度とする。ただし、女性技術者・技能者 1 名を含む場合は 3 名、女性技術者・技能者 2 名を含む場合は 4 名を限度とする。</p> <p>また、1 補助事業者当たり、補助金額は 10 万円を限度とする。ただし、資格取得の対象者が女性技術者・技能者 1 名を含む 3 名の場合は 15 万円、女性技術者・技能者 2 名を含む 4 名の場合は 20 万円とする。</p>
--	--	---

2 また、同一資格で学科試験と実地試験が別試験の場合は、それぞれ補助対象経費とする。

（別試験とは、試験ごとにそれぞれ受験料を負担するものをいう。ただし、建築士法第 4 条に定める建築士については、学科試験と設計製図試験を別試験として扱うこととする。）

3 補助対象経費は、他の補助金等の交付を受ける場合は、補助対象外とする。

### 第 3 実施計画書の提出

補助金の交付申請を行おうとするものは、知事が別に定める日までに、実施計画書（様式第 1 - 3 号）を提出しなければならない。なお、建設関連業者について、佐賀県建設工事等入札参加資格を有していない場合は、国又は県への登録が確認できる書類を合わせて提出すること。

### 第 4 申請及び実績報告に際しての提出書類、提出期限及び標準的な処理期間

要綱第 4 条及び第 6 条の申請は、次の(1)及び(2)に掲げる書類により提出期限内に申請しなければならない。なお、申請は、検定試験又は登録基幹技能者講習ごとに申請するものとする。

#### (1) 共通書類

- ア 補助金交付申請書（様式第 1 - 4 号）
  - イ 技術力強化支援補助事業 実績報告（別紙 2 - 1）
  - ウ 誓約書兼同意書（別紙 2 - 2）
  - エ 領収書等（試験名（受講講習名）受験者名（受講者名）等の記載のあるもの）
  - オ 受験者（受講者）の常勤性を確認できる書類（社会保険被保険者証等）
  - カ 受験者（受講者）の受験（受講）を確認できる書類（受験票（受講票）等）
- 注）エ～カはいずれも写しで可とする。

## (2) 追加書類

申請内容	追加書類
検定試験のみ受験する場合	
予備校等で実施される対策講習を受講して検定試験を受験する場合又は登録講習を受講した場合	受講内容、講習期間（日程）、受講金額等が確認できる書類（申込書、受講案内等。写しで可とする。） 注）試験の受験者及び受講者が同一でなければならない。

## (3) 提出期限

検定試験の試験日又は登録基幹技能者講習の修了日の翌日から起算して 30 日以内（期限の末日が閉庁日の場合は、次の開庁日まで）とする。

## (4) 標準的な処理期間

前項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、80 日とする。

## 第 5 交付の条件

規則第 5 条の規定により、この補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則、要綱及びこの細則の規定に従うこと。
- (2) この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了年度の翌年度から起算して 5 年間保管すること。

## 第 6 補助金の請求等交付の請求

補助金の交付請求は、様式第 3 - 2 号（交付請求書）によるものとし、様式第 4 号（結果報告書）と合否通知書（写し）を添付し、提出するものとする。

## 第 7 事業結果の報告

補助事業者は、補助の交付を受けた事業について、交付請求を行おうとするときに、合否通知書が到達していない場合は、第 6 の規定に関わらず様式第 3 - 2 号のみを提出することができる。ただし、合否通知書が到達次第速やかに様式第 4 号及び合否通知書（写し）を提出しなければならない。

## 第 8 補助金の返還

補助事業者が、申請の対象となる受講料及び教材費について他の補助金等を受給しないとする誓約書（別紙 2 - 2）に違反した場合は、補助金の交付決定（額の確定）を取消し、又は、既に交付した補助金を返還しなければならない。

## 第 9 補助事業の実施期間

補助対象事業については、単年度に完了する事業とする。

## 第 10 雑則

この細則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表第1 算定指数（第2関係）

算定指数は、資格取得対象者のうち、申請年度の4月1日時点で35歳未満の者の数に応じ以下のとおりとする。

人数	算定指数
2名	1.0
1名	0.9
0名	0.8